

沼津市内の宿泊業・飲食店等の店舗に 対して休業要請を行います

■目的

本市では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、次のとおり、市内の宿泊業、飲食店等の店舗を対象に休業要請を行います。

■内容

1 休業要請期間

令和2年4月25日(土)～5月6日(水)

※緊急事態宣言が延長した場合、休業要請期間も延長する場合があります。

2 対象エリア及び対象業種

対象エリア：沼津市内全域

対象業種：宿泊業、飲食店

なお、下記に示した沼津港エリア(千本港町、春日町、蓼原町の区域内)においては、上記対象業種に加え、みやげ物販売など観光客を対象とした小売業、水族館、遊戯場、遊覧船業も対象とします。

